

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は次のとおりです。

- ・株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ・株主、お客様、地域社会、ビジネスパートナー、従業員を含む様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- ・会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ・取締役、執行役員および監査等特命役員は、その受託者責任を認識し、求められる役割・責務を果たす。
- ・株主との間で建設的な対話を行う。

なお、当社は、経営理念に掲げられた目指す姿を実現し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果斷な意思決定を実現するコーポレートガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでおります。今般、取締役会の監督機能のさらなる向上、審議の一層の充実および経営の意思決定の迅速化を図るためには、監査等委員会設置会社が当社にとってふさわしい機関設計であると考え、2016年6月28日の株主総会における承認をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。

今後、監査等委員会設置会社のもと、取締役会の監督機能のさらなる向上、審議の一層の充実および経営の意思決定の迅速化を図り、コーポレートガバナンスの実効性をより一層高めてまいります。

エプソンのコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方と方針については「コーポレートガバナンス基本方針」としてまとめ、以下の当社ウェブサイト公表しておりますのでご参照ください。(http://www.epson.jp/SR/organizational_governance/)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

エプソンは、上記の基本的な考え方に基づき、コーポレートガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでおり、コーポレートガバナンス・コードに示される諸原則について全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】

株式の政策保有に関する方針については「コーポレートガバナンス基本方針」第5条をご参照ください。
政策保有株式に係る議決権行使基準については「コーポレートガバナンス基本方針」第6条をご参照ください。

【原則1－7】

関連当事者間の取引に関する手続きについては「コーポレートガバナンス基本方針」第8条をご参照ください。

【原則3－1】

(1) エプソンは経営理念を制定し、公表しております。また、長期ビジョンおよび中期経営計画も策定し、公表しております。詳細は、当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

経営理念: (http://www.epson.jp/company/philosophy.htm)

長期ビジョン: (http://www.epson.jp/company/corporate_vision/)

中期経営計画: (http://www.epson.jp/company/corporate_vision/epson25_plan2.htm)

(2) 上記のとおり、エプソンのコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方と方針については「コーポレートガバナンス基本方針」としてまとめ、当社ウェブサイト公表しておりますのでご参照ください。(http://www.epson.jp/SR/organizational_governance/)

(3) 取締役会が役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続きについては「コーポレートガバナンス基本方針」第23条をご参照ください。

(4) 取締役会が取締役候補者の指名等を行うに当たっての方針と手続きについては「コーポレートガバナンス基本方針」第22条をご参照ください。

(5) 2016年6月28日の定時株主総会で選任された取締役の選任理由は、第74回定時株主総会招集通知をご参照ください。(http://www.epson.jp/IR/sokai/2016.htm)

【補充原則4－1－1】

経営陣に対する委任の範囲の概要については、「コーポレートガバナンス基本方針」第14条をご参照ください。

【原則4－9】

社外役員の独立性判断基準については、本報告書の「II 1.【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」をご参照ください。また、「コーポレートガバナンス基本方針」にも別紙1として添付しております。

【補充原則4－11－1】

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方については、「コーポレートガバナンス基本方針」第19条をご参照ください。

【補充原則4－11－2】

取締役の重要な兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等の開示書類において毎年開示しておりますのでそちら

をご参照ください(<http://www.epson.jp/IR/sokai/2016.htm>)。本報告書の更新日時点における社外取締役の重要な兼職の状況については、本報告書の「Ⅱ 1.【取締役関係】会社との関係(2)」をご参照ください。

【補充原則4-11-3】

当社は、2016年5月開催の取締役会において、2015年度の実効性に関し、各取締役から(i)取締役会の議論の質、(ii)取締役会の構成・仕組み、(iii)取締役会の運用等に関する意見を、事前に配布した質問票への回答を通じ、収集したうえで、分析・評価を行いました。その結果、取締役会においては、会社の大きな方向性・戦略に関するテーマも議題とし、自由闊達で建設的な意見が述べられるなど、質の高い審議が行われており、取締役会全体の実効性については充分確保されていることを確認しております。なお、前回の実効性評価において課題とされた、取締役会の審議事項の選定については、監査等委員会設置会社への移行にともない、審議事項の抜本的な見直しを実施し、関連する社内規程の大幅な改正を行いました。この点に対する継続的な評価・検証も含め、引き続き、取締役会全体の実効性をさらに高めるべく改革・改善をつづけてまいります。

【補充原則4-14-2】

取締役に対するトレーニングの方針については、「コーポレートガバナンス基本方針」第26条をご参照ください。

【原則5-1】

株主との建設的な対話に関する方針については、「コーポレートガバナンス基本方針」別紙2をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三光起業株式会社	20,000,000	5.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	16,635,900	4.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16,440,000	4.11
セイコーホールディングス株式会社	12,000,000	3.00
服部 靖夫	11,932,612	2.98
服部 のぼる	11,199,936	2.80
第一生命保険株式会社	8,736,000	2.18
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託(みずほ銀行口)	8,153,800	2.04
セイコーエプソン従業員持株会	7,677,116	1.92
日本碍子株式会社	6,900,000	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2016年3月31日現在の状況です。なお、同日現在で大株主の状況に記載の他に、当社が保有する自己株式41,860,396株(割合10.47%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大宮 英明	他の会社の出身者								△			
松永 真理	他の会社の出身者								△			
奈良 道博	弁護士											
椿 慎美	公認会計士											
白井 芳夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大宮 英明		○	＜重要な兼職の状況＞ 三菱重工業株式会社 取締役会長 三菱商事株式会社 社外取締役	経営者・技術者としての豊富な経験と高い見識を有しております。なお、大宮氏は、三菱重工業株式会社の業務執行者でありました。最近3年間において、当社と同社との間には、半導体製造装置の売買等の取引関係がありますが、その取引額は当社と同社の連結売上高の0.1%未満と僅少であり、同社は社外役員の独立性にかかる基準に定める主要な取引先には該当いたしません。以上の事実から、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと判断しております。
松永 真理		○	＜重要な兼職の状況＞ MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役 テルモ株式会社社外取締役	新規ビジネスモデルの構築等の実績および複数の企業における社外役員としての豊富な経験と高い見識を有しております。なお、最近3年間において、当社は同氏に講演を依頼いたし

			ロート製薬株式会社社外取締役	ましたが、その講演料は50万円未満であり、社外役員の独立性にかかる基準に定める多額の金銭には該当いたしません。以上の事実から、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと判断しております。
奈良 道博	○	○	＜重要な兼職の状況＞ 弁護士 王子ホールディングス株式会社社外取締役 蝶理株式会社社外取締役(監査等委員) 日本特殊塗料株式会社社外取締役	弁護士としての高度な専門的知見を有しております。なお、当社は、弁護士である同氏およびその所属する法律事務所との間に、顧問契約、その他個別契約に基づく業務の委任を行ったことがなく、取引関係はありません。以上の事実から、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと判断しております。
椿 慎美	○	○	＜重要な兼職の状況＞ 公認会計士 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社社外監査役 平和不動産株式会社社外監査役	公認会計士としての高度な専門的知見を有しております。なお、当社は、公認会計士である同氏との間に、顧問契約、その他個別契約に基づく業務の委任を行ったことがなく、取引関係はありません。以上の事実から、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと判断しております。
白井 芳夫	○	○	＜重要な兼職の状況＞ 日野自動車株式会社相談役 豊田通商株式会社顧問	トヨタ自動車株式会社、日野自動車株式会社および豊田通商株式会社の取締役を歴任し、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。なお、最近5年間に於いて、日野自動車株式会社および豊田通商株式会社の業務執行者でありました。最近3年間に於いて、当社と日野自動車株式会社および豊田通商株式会社との間に取引関係はなく、両社は社外役員の独立性にかかる基準に定める主要な取引先には該当しません。また、同氏は、2007年6月までトヨタ自動車株式会社の業務執行者でありましたが、最近3年間に於いて、当社とトヨタ自動車株式会社との間に取引関係はありません。以上の事実から、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 **更新**

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 **更新**

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 **更新**

監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会室を設置しております。監査等委員会室長は監査等特命役員とするとともに、監査等委員会室に専属の従業員を配置しております。また、監査等委員会室長および監査等委員会室に属する者は、監査等委員会を補助する職務に関し、監査等委員会の指揮命令にのみ服し、監査等委員でない取締役からの指揮命令を受けないものとし、その人事に関する事項は、監査等委員会の事前の同意を得なければならないこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

当社の内部監査部門は、監査計画と監査結果について定期的に監査等委員会に対して報告してまいります。これを受け、監査等委員会は、必要があると認めた場合は、内部監査部門に対して調査を要請し、またその職務の執行について具体的な指示を行うことができます。監査等委員会は、内部監査部門を活用した監査を行うことが前提ではありますが、その実効性が保たれない場合に備え、自ら監査を実施することができます。内部監査部門は、社長を中心とした業務執行部門が構築する内部統制機能の要として位置付けられる一方、監査等委員会および内部監査部門による監査の実効性と独立性を確保する観点から、監査等委員会と社長の指示が齟齬をきたす場合には、社長は、内部監査部門に対し、監査等委員会による要請または指示を尊重させなければならないこととしています。このように、監査等委員会と内部監査部門は積極的に連携するよう努めてまいります。監査等委員会を支援する専任組織として、監査等特命役員を長とする監査等委員会室を設置いたしました。監査等委員会室は、業務執行側からの独立性を有しており、監査等委員会から直接の指示・命令系統の下、監査等委員会の支援を行います。監査等委員会と会計監査人とは定期的に協議を行うことにより、監査の実効性を高めてまいります。また、会計監査人は、社外取締役および監査等委員である取締役により構成するコンプライアンス委員会に、オブザーバーとして出席することができる体制といたします。

【任意の委員会】

	あり
--	----

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	取締役選考審議会	7	0	2	5	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	取締役報酬審議会	7	0	2	5	0	0	社内取締役

補足説明 [更新](#)

取締役会の諮問機関として、取締役、執行役員および監査等特命役員の選考および報酬に関して、その透明性および客観性を確保することを目的として、社外取締役を主要な構成員とする取締役選考審議会および取締役報酬審議会をそれぞれ設置しております。いずれの審議会とも、社外取締役が過半数を占め、ほかに代表取締役社長および人事担当取締役で構成されております。また、常勤の監査等委員である取締役はオブザーバーとして出席することが可能となっております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5 名

その他独立役員に関する事項

〔社外役員の独立性にかかる基準〕

当社は、以下に掲げる事項に該当する者を社外役員候補者として選定しない。

- (1) 当社を主要な取引先とする者(注1)または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者(注2)だった者
- (2) 当社の主要な取引先である者(注3)または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者だった者
- (3) 最近3年間に於いて、当社から役員報酬以外に多額の金銭(注4)その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、最近3年間に於いて当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者)
- (4) 当社の大株主(注5)または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者もしくは監査役だった者
- (5) 当社が現在大株主となっている会社等の業務執行者または監査役である者
- (6) 最近10年間に於いて、当社の法定監査を行う監査法人に所属していた者
- (7) 最近10年間に於いて、当社の主幹事証券会社に所属していた者
- (8) 当社から多額の寄付(注6)を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者)
- (9) 当社との間で、社外役員の相互就任(注7)の関係が生じる会社の出身者
- (10) 上記(1)～(9)に該当する者の配偶者または2親等以内の親族

(注)

- 1:「当社を主要な取引先とする者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、取引先の連結売上高の2%以上の支払を当社から受けた者(主に仕入先)をいう
- 2:「業務執行者」とは、執行役もしくは業務執行取締役または執行役員もしくは部長格以上の上級管理職にある使用人をいう
- 3:「当社の主要な取引先である者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、当社の連結売上高の2%以上の支払を当社に行った者(主に販売先)をいう
- 4:「多額の金銭」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額の金銭をいう
- 5:「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう
- 6:「多額の寄付」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、年間1,000万円または当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付をいう
- 7:「社外役員の相互就任」とは、当社の出身者が現任の社外役員を務めている会社から社外役員を迎え入れることをいう

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社の役員報酬は、「基本報酬」、「賞与」、「株式報酬」から構成されます。いずれの報酬においても、短期及び中長期にわたる企業価値の向上を図るために、業績向上への意欲を高めるための施策を導入しております。

〔基本報酬〕

基本報酬は、全ての役員を対象とした金銭報酬であり、役員としての責務、役員等を総合的に勘案して決定しております。なお、業務執行を担当する役員の基本報酬は、それぞれの役割に応じた評価項目に基づくパフォーマンス評価の結果を反映させております。

〔賞与〕

賞与は、業務執行を担当する役員を対象とした業績連動型金銭報酬であり、単年度の業績目標の達成度等に応じて決定しております。なお、賞

与は、それぞれの役割に応じた評価項目に基づくパフォーマンス評価の結果も反映させております。

〔株式報酬〕

株式報酬は、業務執行を担当する役員を対象とした業績連動型株式報酬であり、事業利益、ROSおよびROEなどの中長期的な業績目標の達成度等に応じて付与する株式交付ポイントに基づき、信託スキームを用いて当社株式の交付を行います。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

当期（2016年3月期）における取締役および監査役の報酬などの額は、次のとおりであります。

- ・取締役：10名 基本報酬359百万円、賞与94百万円、合計454百万円
（うち社外取締役：2名 基本報酬28百万円、合計28百万円）
- ・監査役：5名 基本報酬96百万円、合計96百万円
（うち社外監査役：3名 基本報酬39百万円）

（注）

1. 上記には、2016年1月31日をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 報酬と株主価値との連動性を高める観点から、株価連動型報酬（株式取得報酬）を導入しており、基本報酬の一部を当社株式の取得に充てております。
3. 2001年6月26日開催の定時株主総会の決議により、取締役の基本報酬の月額は70百万円以内、監査役の基本報酬の月額は12百万円以内とされております。
4. 上記支給額には、2016年6月28日開催の定時株主総会において決議された取締役賞与94百万円（社外取締役を除く取締役8名に対する支払予定額）が含まれております。なお、監査役賞与制度はありません。
5. 2006年6月23日開催の定時株主総会の役員退職慰労金打ち切り支給決議に基づき、2016年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役（社外監査役）1名に対して、慰労金15百万円を支払う予定です。
6. スtockオプションは付与していません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

（基本方針）

当社の役員報酬制度の基本方針は次のとおりとする。

〔業務執行を担当する役員の報酬〕

- (a) 短期及び中長期にわたる企業価値の向上を図るために、業績向上への意欲を高めるものであること
- (b) 社内外から優秀な人材の確保が可能な水準設定であること
- (c) 在任期間中に持てる経営能力を最大限発揮しうよう、期間業績に対応した処遇であること

〔業務執行を担当しない役員の報酬〕

- (a) 経営全般の監督機能等を適切に発揮できるよう、独立性を担保できる報酬構成であること
- (b) 社内外から優秀な人材の確保が可能な水準設定であること

（報酬体系）

当社の役員報酬は、次のとおり「基本報酬」、「賞与」、「株式報酬」から構成される。

〔基本報酬〕

役員としての責務、役位等を総合的に勘案して決定される報酬額を毎月支給する金銭報酬。

それぞれの役割に応じた評価項目に基づくパフォーマンス評価を実施し、その結果を反映させる。

〔賞与〕

単年度の業績目標の達成度等に応じて決定される報酬額を年一回支給する金銭報酬。

それぞれの役割に応じた評価項目に基づくパフォーマンス評価を実施し、その結果を反映させる。

〔株式報酬〕

当社の事業利益、ROSおよびROEなどの中長期的な業績目標の達成度などに応じて付与する株式交付ポイントに基づき、信託スキームを用いて当社株式の交付を行う株式報酬。

業務執行を担当しない役員については、業務執行より独立した立場から、経営全般の監督機能等を果たすという役割に鑑み、業績及び株価と連動した報酬である「賞与」及び「株式報酬」は支給しない。

（報酬の決定手続）

透明性及び客観性を確保するため、社外取締役を主要な構成員とする取締役報酬審議会における公正、透明かつ厳格な答申を経た上で、株主総会、取締役会又は監査等委員会により決定する。

【社外取締役のサポート体制】

更新

当社は、取締役会事務局担当部門を設け、取締役会上程議案について補足説明を行う等の社外取締役に對する必要なサポートを行っております。

取締役会事務局担当部門は、取締役会の審議事項に関する資料を、取締役会の会日に十分に先立って、社外取締役を含む全取締役に配付しております。また、翌事業年度における定時の取締役会の開催日程を毎事業年度末までに設定し、社外取締役を含む全取締役に周知しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（業務執行に係る事項）

当社の取締役会は、社外取締役5名を含む12名の取締役で構成しており、原則として毎月1回および必要に応じ随時開催してまいります。取締役会では、経営の基本方針、重要な業務執行などに関わる事項について意思決定を行います。監査等委員会設置会社制度のもと、経営判断の迅速化を図り、事業推進における機動性を高めるため、取締役会から業務執行側への委任範囲を拡大し、取締役会の審議事項は重要性の高い議案に限定いたします。また、社外取締役の構成比率を3分の1以上とすることを原則とする旨をコーポレートガバナンス基本方針に定め、取締役会の監督機能のさらなる向上を図ってまいります。

業務執行体制として、各種経営会議体を設置しております。主なものとして、エブソングループ全体に係る重要経営テーマおよび取締役会上程事項等に関し、取締役、執行役員および監査等特命役員が十分に審議を尽くす場として、経営戦略会議を設置し、概ね毎週開催しております。なお、いずれの会議体にも社外取締役が出席することが可能となっておりますが、出席できない場合でも、審議資料の送付や審議内容の補足説明を行っております。また、常勤の監査等委員である取締役の出席により、業務執行の公正性・透明性を確保するよう努めております。

（監査・監督に係る事項）

当社の監査等委員会は、社外取締役3名を含む取締役4名で構成されており、社内の内部統制システムを活用する要として社内情報に精通した常勤の監査等委員を1名置いております。

監査等委員である取締役は経営戦略会議等の重要会議に出席することができ、これにより経営執行状況の適切な監視に努めるとともに、違法状況の点検・確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行の適法性および妥当性を監査いたします。また、必要があると認めた場合は、内部監査部門に対して調査を要請し、またその職務の執行について具体的な指示を行うことができます。さらに、監査等委員会は内部監査部門を活用した監査を行うことが前提ではありますが、その実効性が保たれない場合に備え、調査権限の行使により、自ら監査を実施することが可能となります。

なお、常勤の監査等委員である濱典幸氏は、経理・財務部門における長年の業務経験を有し、また監査等委員である椿慎美氏は公認会計士の資格を有し、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（指名、報酬決定に係る事項）

当社は、取締役会の諮問機関として、取締役・執行役員等の選考および報酬に関して、その透明性および客観性を確保することを目的として、社外取締役を主要な構成員とする取締役選考審議会および取締役報酬審議会をそれぞれ設置しております。いずれの審議会とも、社外取締役が過半数を占め、ほかに代表取締役社長および人事担当取締役で構成されております。また、常勤の監査等委員である取締役はオブザーバーとして出席することが可能となっております。

（公認会計士の氏名・継続監査年数）

当期（2016年3月期）の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人名などは、次のとおりであります。

指定有限責任社員・業務執行社員 渡邊 秀俊（新日本有限責任監査法人）・3年

指定有限責任社員・業務執行社員 山元 清二（新日本有限責任監査法人）・3年

指定有限責任社員・業務執行社員 山崎 隆浩（新日本有限責任監査法人）・5年

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、社外取締役の複数の選任および役員の指名・報酬などに係る任意の諮問委員会の設置など、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現するコーポレートガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでまいりました。

今般、取締役会の監督機能のさらなる向上、審議の一層の充実および経営の意思決定の迅速化を図るためには、監査等委員会設置会社が当社にとってふさわしい機関設計であると考え、2016年6月28日の株主総会における承認をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前までの発送を基本としております。なお、当期(2016年3月期)に係る定時株主総会(2016年6月28日開催)の招集通知については、2016年5月27日に発送いたしました。また、招集通知の発送に先立ち、5月25日に当社ウェブサイトにおいて招集通知の早期掲載を行いました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の方にご出席いただくため、いわゆる第一集中日を外して実施することを基本としております。
電磁的方法による議決権の行使	書面による議決権行使に加えて、電磁的方法による議決権の行使も可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社ウェブサイトにおける招集通知の掲載、招集通知の英語版の作成、株主総会における事業報告のビジュアル化などを行っております。ICJが運営する機関投資家向けプラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の全文について英訳版を作成し、当社ウェブサイトおよびICJプラットフォーム上において提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2010年より個人投資家向けに会社説明会を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期・各四半期の決算発表に加えて、中期経営計画などの公表時にアナリスト向けの説明会を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	通期・各四半期の決算発表日に海外機関投資家向けに電話会議を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト(http://www.epson.jp)にIR関連のサイトを開設し、経営者メッセージ、財務データ、IRスケジュール、決算資料(決算短信、決算説明会プレゼンテーション資料、決算説明会での質疑応答の要約など)、アニュアルレポート、有価証券報告書、株主通信、定時株主総会招集通知・議決通知、CSR活動、ニュースリリースなどを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの専任部署として「広報IR部」を設置し、通期・各四半期の決算発表のほか、アナリスト・機関投資家との日常的なコミュニケーションを行っています。また、資本市場からの意見などについては、定期的に経営層に対してフィードバックを行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	エプソンは、経営理念の根底に流れる「信頼経営」の思想に基づき、「企業行動原則」および「社員行動規範」を定めており、お客様、株主、投資家、お取引先(調達先企業)、行政、地域住民、NGO・NPO、社員などすべてのステークホルダーから将来にわたって信頼され続けることを目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社ホームページにおいて、適宜、活動状況などの情報を発信するとともに、年次レポートとして「サステナビリティレポート」を作成し、ホームページ上で公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営理念にある「開かれた会社」を実践するために、エプソンを取り巻くすべてのステークホルダーに対して、負の情報も含めた情報公開を積極的に行うことを基本方針としています。なお、フェア・ディスクロージャーの観点から、決算説明会の資料などについては、適宜、当社のホームページに掲載するようにしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システム（企業集団における業務の適正を確保するための体制）の基本方針について取締役会で決議し、この決議に基づき内部統制システムを適切に整備・運用しております。なお、監査等委員会設置会社への移行にともない、2016年6月28日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を一部改定する決議をしております。改定後の基本方針の内容は次のとおりです。

当社は、経営理念を経営上の最上位概念として捉え、これを実現するために「企業行動原則」を定め、子会社を含むグループ全体で共有するよう努めている。内部統制システム（企業集団における業務の適正を確保するための体制）の基本方針を以下のとおり定め、グループ全体の内部統制システムを整備する。

<コンプライアンス>

- (1)「経営理念」の実践原則として「企業行動原則」を定め、その基本骨格であるコンプライアンスの基本事項を定めるコンプライアンス基本規程を制定し、組織体制等を定める。
- (2)取締役会の諮問機関として、常勤の監査等委員を委員長とし、社外取締役および監査等委員により構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス活動の重要事項について随時および定期的に報告を受け審議し、その結果を取締役会へ報告・意見具申する。また、会計監査人は、オブザーバーとしてコンプライアンス委員会に出席することができる。
- (3)コンプライアンス担当役員（CCO）を選任し、コンプライアンスにおける業務執行全般を監督・監視する体制とする。また、CCOは、コンプライアンス委員会に対して、コンプライアンスにおける業務執行の状況を定期的に報告する。
- (4)コンプライアンスの推進・徹底は社長指揮のもと、グループ共通のテーマについては本社各主管部門が各事業部門および子会社と協働してグローバルに推進し、各事業の個別のテーマについては、事業部長が担当事業に関する子会社を含めた活動を推進する体制とする。また、コンプライアンス統括部門がコンプライアンス推進全般をモニタリングおよび是正・調整することにより、コンプライアンス活動の網羅性・実効性を高める。
- (5)子会社を含むグループ全体のコンプライアンス推進・徹底上の重要事項については、社長の諮問機関であり取締役等で構成する経営戦略会議において法令・社内規程・企業倫理遵守に関する活動の推進状況、重点領域の取り組み状況等について多面的に審議することにより、コンプライアンスの実効性の確保に努める。
- (6)子会社を含め、実効性の高い内部通報制度の整備・運用に努める。従業員がコンプライアンスに反する行為を発見した時は、内部通報窓口をはじめ、その他の各種相談窓口に通報する。また、通報した者が、通報したことを理由として、不利な取り扱いを受けない体制とし、相談・通報事案は、通報者が特定されない形で当社の監査等委員会、コンプライアンス委員会および経営戦略会議に報告する。
- (7)社員向けWeb研修等の各種社内教育を、子会社従業員を含めて実施することにより、リーガルマインドの浸透に努める。
- (8)社長は、定期的に取締役会にコンプライアンスの執行状況に関する重要事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講ずる。
- (9)「反社会的勢力」とは一切関わらない旨を「企業行動原則」に定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした行動をとることにより関係排除に取り組む。

<業務執行体制>

- (1)長期ビジョンおよび中期経営計画を策定し、グループ全体の中長期的な目標を明確にする。
- (2)組織管理規程・職務権限規程・業務分掌規程ならびに関係会社管理規程を制定し、グループ全体の権限配分を網羅的に定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
- (3)執行に携わる者は、取締役会に対して、3ヶ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行う。
ア. 業績の状況および今後の業績見通しに関する事項
イ. リスク管理の対応状況
ウ. 重要な業務執行の状況

<リスクマネジメント>

- (1)子会社を含むグループ全体のリスク管理体制を定めるリスク管理基本規程を制定し、組織体制、リスク管理の方法等の基本事項を定める。
- (2)子会社を含むグループ全体のリスク管理の総括責任者を社長とし、グループ共通のリスク管理については本社主管部門が各事業部門および子会社と協働してグローバルに推進し、各事業固有のリスク管理については事業部長が担当事業に関する子会社を含めて推進する体制とする。さらにリスク管理統括部門を設置し、グループ全体のリスク管理全般をモニタリングおよび是正・調整し、リスク管理活動の実効性を確保する。
- (3)会社に着しい影響を与え得る重要なリスクについては、経営戦略会議においてリスクの抽出・特定・制御活動等について機動的・多面的に審議することにより、リスク管理の実効性の確保に努める。また、重要リスク発現時には、所定の危機管理プログラムに従い社長の指揮下で全社的に速やかな初動対応をとる体制とする。
- (4)社長は、定期的に取締役会にリスク管理に関する重要事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講ずる。

<企業集団における業務の適正性確保>

- (1)グループマネジメントの基本を「商品別事業部制による事業部長の世界連結責任体制と、本社主管機能のグローバル責任体制」とし、事業オペレーション機能を担う子会社の業務執行体制の整備に関する責任は各事業部門の責任者が負い、グループ共通のコーポレート機能等については本社の各主管部門の責任者が責任を負うことにより、子会社を含めた企業集団における業務の適正化に努める。
- (2)関係会社管理規程において、子会社の業務執行の一部について親会社である当社への事前承認または報告事項を定めて義務付けるとともに、一定基準を満たすものについては、当社の取締役会付議事項とすることにより、グループとして統制のとれた業務執行が行える体制とする。また、特定の地域においては、複数の子会社を統括する地域統括会社を定めることにより、グループ全体における業務執行の適正化・効率化に努める。
- (3)内部監査基本規程に基づき、内部監査部門は、各事業部門および本社の各主管部門による管理・監督機能から独立したモニタリング組織として、子会社を含むグループ全体における内部統制の体制と運用状況に関する監査を実施し、その結果を監査対象先の責任者に通知し、改善を求めるとともに、社長および監査等委員会に対してその内容を適時に報告することにより、グループ全体における業務の適正化に努める。

<職務の執行に関する情報の保存および管理>

- (1)職務の執行に係る情報の保存および管理については、文書管理規程、稟議規程、契約書管理規程、その他関連規程に従って行い、全ての取締役はこれらの文書等を常時閲覧できる体制とする。
- (2)情報セキュリティ基本規程に基づき子会社も含めた社内情報について機密密度に応じて適切に管理することにより、情報漏洩の防止に努める。

<監査体制>

- (1)監査等委員会は監査等委員会監査等規程に基づき、職務の遂行上必要と判断した場合は、監査等委員でない取締役、執行役員および従業員からヒアリング等を実施することができる。
- (2)監査等委員は経営戦略会議、経営会議などの執行サイドの重要会議に出席することができ、監査等委員でない取締役と同レベルの情報に基づいた監査が実施できる体制とする。また、監査等委員会に対し重要決裁書類を定期的に回付する。
- (3)監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会室を設置する。監査等委員会室長は監査等特命役員とするとともに、監査等委員会室に専属の従業員を配置する。また、監査等委員会室長および監査等委員会室に属する者は、監査等委員会を補助する職務に関し、監査等委員会の指揮命令にのみ服し、監査等委員でない取締役からの指揮命令を受けないものとし、その人事に関する事項は、監査等委員会の事前の同意を得なければならない。

- (4) 監査等委員会による監査を組織的かつ効率的なものにするため、内部監査部門等と監査等委員会との密接な連携を確保する体制とする。
- (5) 監査等委員会は、監査等委員会室の体制および内部監査部門等との連携体制等に関し、監査等委員会による監査の実効性を妨げる事情が認められる場合、代表取締役あるいは取締役会に対してその是正を求めることができる。
- (6) 監査等委員会は、内部監査部門から監査結果等について報告を受け、また必要に応じて、内部監査部門に対して具体的指示を行うことができる。なお、内部監査部門に対する監査等委員会と社長の指示が齟齬をきたす場合には、社長は、内部監査部門に対し、監査等委員会による指示を尊重させるものとする。
- (7) 監査等委員会は監査等委員会監査等規程に基づき、監査等委員でない取締役、コンプライアンス統括部門およびリスク管理統括部門等から、子会社を含めたグループ全体の管理の状況について報告または説明を受け、関係資料を閲覧することができる。また、監査等委員会は必要に応じて、子会社の取締役、監査役および内部監査部門等に対し、当該子会社の管理の状況について報告を求めることができる。
- (8) 監査等委員会は会計監査人との協議を定期的に行い、監査の実効性を高めるよう努める。
- (9) 監査等委員会と代表取締役との定期的な会合を持つことにより、監査等委員会が業務執行の状況を直接把握できる体制とする。
- (10) 監査等委員の職務執行に必要な費用は、あらかじめ適切に予算を計上する。ただし、緊急または臨時に生じる監査等委員の職務執行に必要な費用については、都度速やかに前払または償還する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

上記の内部統制システムの基本方針<コンプライアンス>(9)に記載のとおり、反社会的勢力および団体とは一切関わらないことを基本的な考えとし、社会の秩序や安全に脅威をあたえる反社会的勢力に対し毅然とした行動をとることによる関係排除に取り組んでいます。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

社内においては、「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を取締役会において決議し、「企業行動原則」において反社会的勢力排除の考え方をエプソングループ統一の企業的意思として示すとともに、「エプソン社員行動規範」において役員・社員が心がけるべきこと、行動すべきことを記載し、社員行動規範のeラーニング教育により啓発・浸透を図っています。販売先および調達先については、相手先の信用調査および定期評価において、反社会的勢力との取引を未然に防止する仕組みを業務システムの中に組入れるとともに、取引契約における反社会的勢力との関係排除条項を設けています。また、「危機管理プログラム」において、反社会的勢力による不当要求等に対する対応として、総務部門が対応部門となり、関係行政機関などから情報収集を行うとともに、初動体制の確認、公的機関を含む外部専門家との協議などの方策対処を定めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めております。

1. 基本方針の概要

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、役職員が一体となって価値創造に向けて取り組むことや、創業以来の風土を大切にしながら創造と挑戦を続けていくこと、お客様の信頼を維持・獲得していくことが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為のなかには、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、2016年度から2025年度の10年間にわたり目指す姿を示した長期ビジョン「Epson 25」と、当該ビジョンの実現に向けた2016年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「Epson 25 第1期中期経営計画（2016年度～2018年度）」を2016年3月に制定いたしました。

Epson 25の実現に向けた第1段階である「Epson25 第1期中期経営計画」では、これまで実現してきた戦略をベースに、「転換と開拓」の成果を継続させることと同時に、製品開発の仕込みや必要な投資を積極的に行い、強固な基盤を整備してまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2008年6月の定時株主総会において導入し、2011年6月の定時株主総会において更新した当社株式の大量取得行為に関する対応策について、2014年6月24日の定時株主総会において、旧対応策を形式的な文言の修正をたうえで更新することについて株主の皆様のご承認をいただきました（以下、更新後のプランを「本プラン」という。）。

本プランは、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主の皆様のために、大量買付者と協議交渉などを行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止することを目的としております。具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株券等の買付または公開買付けを実施しようとする買付者に、意向表明書ならびに株主の皆様への判断および特別委員会の評価・検討などのため必要かつ十分な情報を事前に当社取締役会へ提出すること、本プランに定める手続きを遵守することを求めています。そのうえで、当該買付行為が、本プランに従わない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると判断された場合は、当該買付行為を阻止するための対抗措置を発動するプランとなっております。

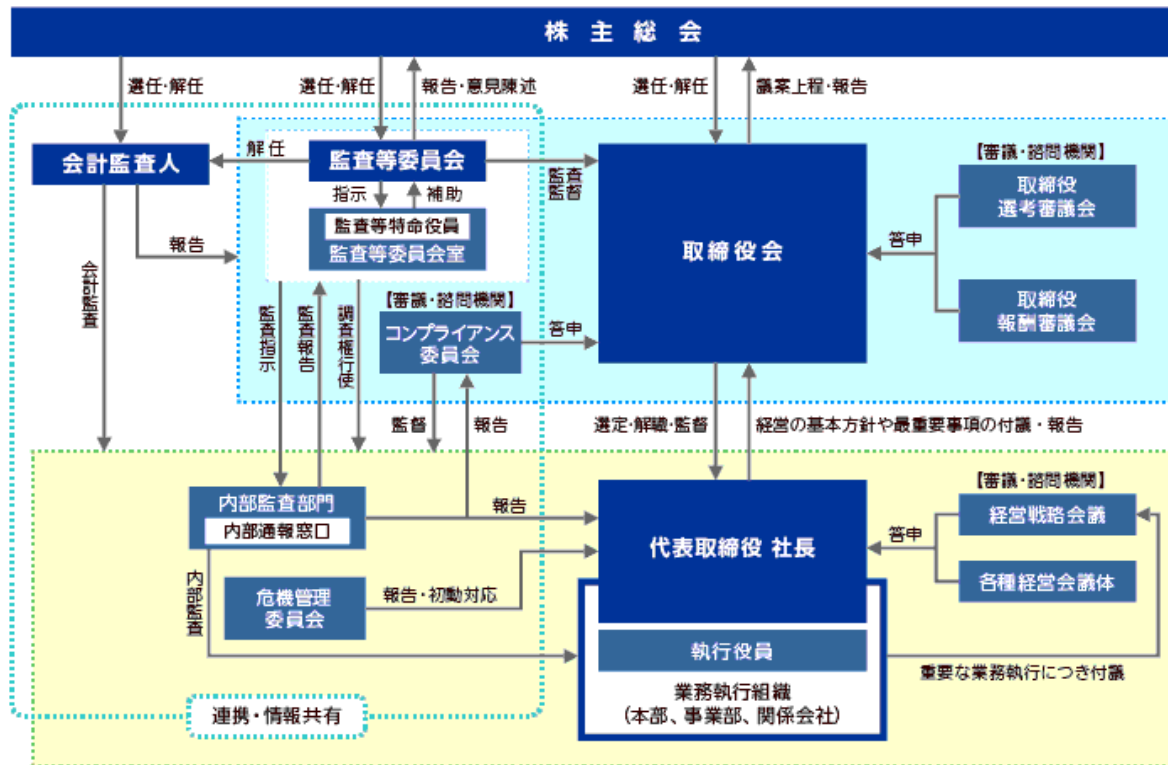
一方、当社取締役会は、対抗措置の発動について、取締役会の恣意的判断を排除するため、独立性の高い社外者などから構成される特別委員会の判断を経ることとしております。特別委員会は、買付内容の検討、当社取締役会への代替案などの情報の請求、株主の皆様への情報開示、買付者との交渉などを行います。特別委員会は、対抗措置発動の要否を当社取締役会に勧告し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動に関する決議を速やかに行うこととしております。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記2. (1)に記載した取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入（更新）されたものであり、上記1. に記載した基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入（更新）されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、当社経営陣から独立性の高い者のみから構成される特別委員会が設置されており、対抗措置の発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が導入（更新）から約3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示に係る社内体制の概略図

